

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
12月28日
(金曜日)

目次

- 告示
道路の区域の変更（道路整備課）……………一
道路の供用の開始（道路整備課）……………一
- 公告
平成三十年度山口県補正予算の要領の公表（財政課）……………一
山口県環境影響評価条例の規定に基づく公聴会の開催（環境政策課）……………四
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（商政課）……………五
契約の締結（河川課）……………五
- 選管告示
海区漁業調整委員会の委員の解職の請求に係る有権者総数の三分の一の数……………六

山口県告示第四百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年十二月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十八日

山口県知事 村岡 副政

道路の種類 県道
路線名 伊佐吉部山口線



道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
宇部市大字小野字榊淵八四二七の一地先から同市同大字字鍛冶屋八八五三の六地先まで	新 旧	最狭 一六・五〇 最広 一四・〇〇	三四八・〇 三五一・〇	道路改良工事の完了による。

山口県告示第四百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年十二月二十八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成三十年十二月二十八日

山口県知事 村岡 副政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
伊佐吉部山口線	宇部市大字小野字榊淵八四二七の一地先から同市同大字字鍛冶屋八八五三の六地先まで	平成三十年十二月二十九日



(二九八) 平成三十年度山口県補正予算の要領の公表

平成三十年十一月山口県議会定例会で議決された平成三十年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

平成三十年十二月二十八日

山口県知事 村岡 副政

平成30年度山口県一般会計補正予算（第4号）

平成30年度山口県一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

平成30年度山口県の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ389,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ693,120,907千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（単位 千円）

款	項	補正額	補正前の額	計
13繰越金	1繰越金	28,900	2,189,741	2,218,641
14諸収入	1繰越金	28,900	2,189,741	2,218,641
15県債	2受託事業収入	250,000	59,796,602	60,046,602
		250,000	1,152,177	1,402,177
	1県債	111,000	88,124,000	88,235,000
		111,000	88,124,000	88,235,000
歳入	合計	389,900	692,731,007	693,120,907
歳出				
2総務費	5選挙費	2,000	33,052,290	33,054,290
		2,000	232,938	234,938
8土木費	2道路橋りょう費	250,000	78,040,115	78,290,115
		250,000	31,582,565	31,832,565
10教育費	4高等学校費	137,900	143,885,319	144,033,219
		137,900	25,956,678	26,094,578
歳出	合計	389,900	692,731,007	693,120,907

（単位 千円）

（歳入歳出予算の補正）
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ75,450千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ692,731,007千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（単位 千円）

款	項	補正額	補正前の額	計
13繰越金	1繰越金	75,450	2,114,291	2,189,741
歳入	合計	75,450	692,655,557	692,731,007
歳出				
6農林水産業費	1農業費	10,900	35,327,004	35,337,904
		10,900	10,430,675	10,441,575
7商工費	1商業費	64,550	55,559,407	55,623,957
	1商工業費	6,750	2,472,349	2,479,099
	2工鉱業費	8,800	52,177,323	52,186,123
	3観光費	49,000	909,735	958,735
歳出	合計	75,450	692,655,557	692,731,007
第2表 債務負担行為補正				
追加				

事	項	期	間	限	度	額
1	農林漁業セーフティネット資金の融通に係る利子補給補助金	平成30年度から平成33年度まで		(1) 平成30年度の利子補給補助金の対象とする融資の総額は、400,000千円とする。 (2) 利子補給を行った市町に対する利子補給補助金は、年0.25%を限度とする額の1/2に相当する額とする。		山口県信用保証協会が平成30年度に500,000千円を限度として貸付けを行う周防大島復興緊急対策資金に係る債務保証により受け取る損失の10/100に相当する額
2	周防大島復興緊急対策資金に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	平成30年度から平成40年度まで				

平成30年度山口県一般会計補正予算（第5号）

款	項	事	項	金額
6	農林水産業費	1 農業費	農林業施策総合調整費	387,049
8	土木費	2 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業費 道路改良費	66,000 81,000
		3 河川海岸費	広域河川改修費 周防高潮対策事業費 河川受託事業費	80,328 123,407 86,037
	5 都市計画費	通常砂防事業費	都市公園整備事業費	130,952 15,000
9	警察費	6 住宅管理費	過疎地域下水道代行事業費 下水道受託事業費	94,092 11,420
		警察管理費	公営住宅建設費 駐在所等改築費	391,626 158,949
合 計				1,625,860

第3表 債務負担行為補正
追 加

事	項	期 間	限 度	額
1	山口県身体障害者福祉センターに係る指定管理者の指定をす	平成31年度から平成35年度まで	75,179千円	
2	農林業の知と技の拠点整備に係る設計委託の年度を越える事業を一括契約すること。	平成30年度から平成32年度まで	184,579千円	
3	交通安全施設整備事業の年度を越えること。交通安全施設整備事業を一括契約すること。(県道岩国大竹線(ほか3) かつ)	平成31年度	283,500千円	
4	単独交通安全施設整備			

備事業の年度を越えること。防府徳地線(ほか4) かつ)	平成31年度	73,500千円
5 舗装補修事業の年度を越える事業を一括契約すること。(国道435号ほか1 かつ)	平成31年度	31,500千円
6 道路災害防除事業の年度を越える事業を一括契約すること。(県道秋芳三隅線(ほか1) かつ)	平成31年度	21,000千円
7 単独道路舗装事業の年度を越える事業を一括契約すること。(県道山口字部線(ほか7) かつ)	平成31年度	78,750千円
8 単独道路災害防除事業の年度を越える事業を一括契約すること。(国道491号)	平成31年度	15,750千円
9 単独路側整備事業の年度を越える事業を一括契約すること。(国道262号ほか2 かつ)	平成31年度	17,850千円
10 道路改良事業の年度を越える事業を一括契約すること。(県道柳井上関線(ほか3) かつ)	平成31年度	246,750千円
11 単独道路改良事業の年度を越える事業を一括契約すること。(県道美弥谷線(ほか14) かつ)	平成31年度	547,050千円
12 橋りょう補修事業の年度を越える事業を一括契約すること。(県道下松田布施線(ほか6) かつ)	平成31年度	105,000千円
13 単独橋りょう補修事業の年度を越える事業を一括契約すること。(国道437号大島大橋送水管復旧工事)	平成30年度から平成31年度まで	300,000千円
14 単独橋りょう整備事業の年度を越える事業を一括契約すること。(県道湯野山畑線)	平成31年度	26,250千円
15 広域河川改修事業の年度を越える事業を一括契約すること。(西光寺川(ほか6) かつ)	平成31年度	420,000千円
16 周防高潮対策事業の年度を越えること。(厚東川)	平成31年度	63,000千円

17	単独河川改修事業の年度を越えること。 (光井山ほか/8か所)	平成3/年度	169,050千円		
18	侵食対策事業の年度を越えること。 (松谷海岸)	平成3/年度	105,000千円		
19	通常砂防事業の年度を越えること。 (東山川ほか/1か所)	平成3/年度	84,000千円		
20	急傾斜地崩壊対策事業の年度を越えること。 (中河内地区ほか/3か所)	平成3/年度	152,250千円		
21	自然災害防止事業の年度を越えること。 (特国(4)地区ほか/3か所)	平成3/年度	56,375千円		
22	港湾既存施設有効活用促進事業の年度を越えること。 (徳山下松津ほか/1か所)	平成3/年度	122,850千円		
23	港湾環境整備事業の年度を越えること。 (三田尻中園港)	平成3/年度	38,850千円		
24	単独港湾改修事業の年度を越えること。 (宇部港)	平成3/年度	40,000千円		
25	海岸防災事業の年度を越えること。 (小野田港ほか/3か所)	平成3/年度	168,000千円		
26	山口きらら博記念公園の公園施設に係る指定管理者の指定をする。	平成3/年度から平成35年度まで	2,185,020千円		
27	都市公園整備事業の年度を越えること。 (亀山公園)	平成3/年度	21,000千円		
28	県立高等学校空調設備緊急整備事業の年度を越えること。 (柳井南工高校ほか/5校)	平成30年度から平成3/年度まで	347,015千円		

第4表 地方債補正追加 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
-------	-----	-------	----	-------

施設改修事業	111,000	証券借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、利率の見直しを行うに当たっては、直後においいては、直後に当該利率に引き上げられる。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものも定める条件による。
計	111,000			

(二九九) 山口県環境影響評価条例の規定に基づく公聴会の開催

山口県環境影響評価条例(平成十年山口県条例第三十七号)第四十三条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

平成三十年十二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 開催の日時及び場所並びに傍聴人の収容人員
日 時 平成三十一年一月二十八日(月曜日)午後一時三十分
場 所 山口県宇部総合庁舎
収容人員 三十人程度
- 二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 山口宇部パワー株式会社
氏 名 森本 成
所在地 宇部市相生町八番一号
- 三 対象事業の名称、種類及び規模
名 称 西沖の山発電所(仮称)設置事業
種 類 発電所の設置
規 模 六十万キロワット 二基
- 四 対象事業実施区域
宇部市大字西沖の山
- 五 公述の申出手続
(一) 公聴会において環境の保全の見地からの意見を述べようとする者は、平成三十一年一月十一日(金曜日)までに、氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、そ

の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、電話番号、対象事業の名称並びに意見の要旨を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三一八五〇一) 山口県環境生活部環境政策課に提出していただきたい。

(二) 公述申出書を提出した者のうちから、公聴会において意見を述べる者が選定される。

(三) 公聴会の運営を円滑に行うため必要があるときは、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、その旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べる者が通知します。

六 その他

(一) 公聴会を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けてください。傍聴券は、公聴会当日、受付で先着順に交付します。

(二) 公聴会に関する問合せは、山口県環境生活部環境政策課(電話〇八三一九三三―二九三三)にしてください。

(三〇〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成三十年八月十四日山口県公告(一八二)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成三十年十二月二十八日から平成三十一年一月二十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成三十年十二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジ新南陽店

所在地 周南市政所二丁目二番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(三〇一) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成三十年十二月二十八日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

土木建築部河川課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

錦川総合開発事業平瀬ダム地滑り防止工事(第一工区)

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成三十年十月十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

錦川総合開発事業平瀬ダム地滑り防止工事(第一工区) 佐藤工業・日本国土開発・

技工団特定建設工事共同企業体 広島市中区大手町二丁目一番二三号

六 落札金額

二十四億三百四十三万二千元

七 入札公告日

平成三十年四月二十日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

総合評価

一 事務を担当する課の名称及び所在地

土木建築部河川課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

錦川総合開発事業平瀬ダム地滑り防止工事(第二工区)

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成三十年十月十日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

錦川総合開発事業平瀬ダム地滑り防止工事(第二工区) 五洋建設・井森工業・ナル

キ特定建設工事共同企業体 周南市野上町一丁目七番地

六 落札金額

四十二億四千九百五十八万四千円

七 入札公告日

平成三十年四月二十日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

総合評価



山口県選挙管理委員会告示第九十九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第九十九条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成三十年十二月二十八日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

海 区 名

三分の一の数

山口県日本海海区

一、一八六

山口県瀬戸内海海区

一、四五七